

○富山県消費者苦情処理委員会規則

昭和56年1月19日

富山県規則第2号

改正 昭和57年6月17日規則第27号

昭和61年3月31日規則第16号

平成6年3月31日規則第14号

平成11年3月31日規則第8号

平成18年3月31日規則第72号

富山県消費者苦情処理委員会規則を次のように定め、公布する。

富山県消費者苦情処理委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和55年富山県条例第40号）第31条第4項において準用する同条例第30条第13項の規定に基づき、富山県消費者苦情処理委員会（以下「苦情処理委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 苦情処理委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 苦情処理委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 苦情処理委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第3条 苦情処理委員会は、その定めるところにより、消費者苦情に関する調停を担当させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、苦情処理委員会の委員のうちから会長が指名する3人の委員をもつて組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長がこれを指名する。
- 4 苦情処理委員会は、その定めるところにより、部会の調停をもつて、苦情処理委員会の調停とすることができる。
- 5 部会の会議は、部会長が招集する。
- 6 部会は、部会に属する委員全員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 7 部会の議事は、部会に属する委員の過半数で決する。

(昭57規則27・追加)

(庶務)

第4条 苦情処理委員会の庶務は、生活環境文化部県民生活課において処理する。

(昭57規則27・旧第3条繰下、昭61規則16・平6規則14・平11規則8・平18規則72・一部改正)

(細則)

第5条 この規則に定めるもののほか、苦情処理委員会の運営に関し必要な事項は、会長が苦情処理委員会に諮って定める。

(昭57規則27・旧第4条繰下)

附 則

この規則は、昭和56年1月20日から施行する。

附 則 (昭和57年規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年規則第16号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年規則第14号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年規則第8号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年規則第72号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。